

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	うるま市 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号。以下「法」という。)に基づき、一定の支給要件を満たした母子・父子家庭等の母・父または養育者に対して児童扶養手当を支給しており、本事務の実施に関し、特定個人情報ファイルを下記の通り使用する。 ①法第6条に規定する認定請求の受理、その請求に係る事実の審査及び審査結果の通知または、その請求に係る応答に関する事務 ②法に規定する児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条第1項及び第3項に規定する額改定請求の受理、その請求に係る事実の審査及び審査結果の通知または、その請求に係る応答に関する事務 ④法第16条に規定する未支払いの手当の請求の受理、その請求に係る事実の審査及び審査結果の通知または、その請求に係る応答に関する事務 ⑤法第28条に規定する届出の受理、その請求に係る事実の審査及び審査結果の通知または、その請求に係る応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査またはその届出に係る応答に関する事務 ⑦番号法第19条第8号 別表に規定する情報提供 ⑧マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請、届出等の受領に関する事務
③システムの名称	1 総合福祉WEL+児童扶養手当 → 総合福祉システムKKCWEL+ 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 サービス検索、電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当の支給に関する情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第56項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく別表 56、8、23、26、46、64、65、95、127の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく別表 56の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	うるま市役所 総務部 総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-972-0606
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-972-4982
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[適用し]

9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認等を行い当該確認作業を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ①部署	うるま市役所 福祉部 児童家庭課	うるま市役所 こども部 児童家庭課	事後	組織改編
平成28年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに關する問合せ 連絡	うるま市役所 福祉部 児童家庭課	うるま市役所 こども部 児童家庭課	事後	組織改編
平成30年6月18日	表紙 公表日	2016/7/21	2017/7/11	事後	
平成30年6月18日	I 1. ②事務の概要	④が2つある	④を一つ削除	事後	
平成30年6月18日	I 1. ②事務の概要	⑦番号法第19条第7項別表第2	⑦番号法第19条第7項別表第2	事後	
平成30年6月18日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】【情報照会】 番号法第19条第7項及び別表第2	【情報提供】【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2	事後	
平成30年6月18日	II 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	2017/3/31	事後	
平成30年6月18日	II 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	2017/3/31	事後	
令和1年5月13日	表紙 公表日	2017/7/11	令和1年5月24日	事後	
令和1年5月13日	I 5. ②所属長の役職名	課長 上江洲 篤	課長 宮城 則子	事後	
令和1年5月13日	II 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年5月13日	II 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年5月13日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	II 1. 対象人数	令和元年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月9日	I 1. ③システムの名称	Acrocity児童扶養手当	総合福祉WEL+児童扶養手当	事後	
令和3年6月9日	II 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事後	
令和3年6月9日	II 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月9日	II 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年6月24日	I 5. ①部署	うるま市役所 こども部 児童家庭課	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課	事後	組織改編
令和4年6月24日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに關する問合せ 連絡	うるま市役所 こども部 児童家庭課	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課	事後	組織改編
令和4年6月24日	II 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月24日	II 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年2月21日	I 1. ②事務の概要	①～⑦	①～⑦ ⑧マイナポータルのサービス検索及び電子申	事後	電子申請実施のため
令和5年2月21日	I 2. ③システムの名称	1 総合福祉WEL+児童扶養手当 2 番号連携サーバー 【情報提供】番号法第19条第7号及び別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、11	1 総合福祉WEL+児童扶養手当 2 番号連携サーバー 【情報提供】番号法第19条第8号及び別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、11	事後	電子申請実施のため
令和5年2月21日	I 4. ②法令上の根拠	第2 13、16、26、30、47、64、65、87、11	第2 13、16、26、30、47、64、65、87、11	事後	番号法の改正による
令和5年6月16日	I 5. ②所属長の役職名	課長 宮城 則子	こども家庭課長	事後	
令和5年6月16日	I 7. 請求先	総務部 総務課	総務部 総務政策課	事後	機構改革のため
令和5年6月16日	II 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月16日	II 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年12月25日	I 1. ②事務の概要	⑦	⑦番号法第19条第8号 別表に規定する情報提供	事後	
令和6年12月25日	I 1. ③システム名称	1 総合福祉WEL+児童扶養手当 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 サービス検索、電子申請機能	1 総合福祉WEL+児童扶養手当 → 総合福祉システムKKOWEL+ 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 サービス検索、電子申請機能	事前	
令和6年12月25日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第37項	番号法第9条第1項 別表 第56項	事後	
令和6年12月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】番号法第19条第8号及び別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、11 6の項 【情報照会】番号法第19条第8号及び別表第2 57の項	【情報提供】番号法第19条第8号に基づく別表 56、8、23、26、46、64、65、95、127の項 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく別表 56の項	事後	